

はじめての障害者を迎える会社様のための

従業員様受け入れ支援のごあんない

2026 年 7 月、障害者法定雇用率は 2.7%になり、従業員 37.5 人以上の会社に 1 人以上の雇用義務が生じています。**2027 年には**、新しい基準に基づく国側への最初の報告を行わなければなりません。

それまでにできることを、ともに考え進めてまいりませんか？ご支援いたします。

当事務所の役割

ご本人への支援は、主に地域の支援機関が担います。

当事務所は、会社様に対し、企業の側の仕組みづくりをお引き受けします。

主なご支援

段 階	こんなとき	お引き受けすること
① 現状把握	義務の対象か分からない	雇用義務数の確認、雇用状況報告の作成
② 職務の創出	任せられる仕事があるか	部署ごとのヒアリングから職務を設計
③ 受け入れ準備	実習の受け入れを迷っている	労災・安全衛生の整理、支援機関の使い方
④ 雇い入れ	採用が決まった	雇用契約、合理的配慮の確認と社内ルール
⑤ 定着と次の一人	一人目を迎えた	就業規則の整備、次の職務づくり

なぜ、当事務所なのか

元ハローワーク所長 雇用率達成を指導する側の目で、点検いたします。

元（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部長 支援機関の使い方をご案内します。

労働行政経験 29 年 「どこまでやれば足りるか」に、制度の根拠で線を引きます。

申し訳ありませんが、助成金ありきの雇用のお手伝いは行っておりません。

ご相談料（オンライン） 初回 7,500 円／時間（税別）

2 回目以降 15,000 円／時間（税別）

業務のご依頼はお見積りいたします。

就労支援機関の担当者様へ

実習先・就職先となる企業のご相談を、実習の段階から承ります。ご本人への直接的なご支援を行う皆様と連携を取りながら進めてまいります。

まずは、お問い合わせください。

東京・小金井 大塚社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 大塚 陽太郎

TEL 080-7702-8882

Mail mail@sr-otsuka.tokyo

Web <https://www.sr-otsuka.tokyo>